

通勤に通常伴う危険が具体化したものとは

問 被災労働者Aさんは、午後6時業務を終え、午後6時5分頃勤務先を退

の左肩が自分の右肩に当たったため、とつさにBさん呼び止めようと持っていた鞆でBさんの背中にタッチしたところ、Bさんは「何事か？」振り返るとAさんが睨み付けていたため、AさんとBさんは感情的になり胸ぐらを掴み取っ組み合いになりながらエスカレーターを転げ落ちた結果、双方が負傷したものです。これは通勤災害に該当するのでしょうか。

社し、地下鉄、私鉄を乗り継ぎ自宅の最寄り駅で下車して徒歩で帰宅します。Aさんは、途中、地下鉄エスカレーターの左側で立ち止まり利用していたところ、右側を歩き通り過ぎた第三者Bさん

答 通勤災害は、労災保険法第7条第1項第2号において「労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡」をいうものと定義されており、通勤については、同条第二項及び第三項において、労働者が就業に関し住居と就業の場所との間を合理的

な経路及び方法により往復することをいい、業務の性質を有するものを除くものとする、とされています。

「通勤による」とは、通勤に通常伴う（あるいは内在する）危険が具体化したものをいい、通勤と災害との間に相当因果関係が認められるものといえます。

一般的に第三者の暴行傷害事件等に起因する災害については、たとえ、それが通勤の途中で生じたものであっても一般的には、通勤に通常内在する危険が具体化したものとは認められず、通勤災害には該当しないこととなります。

しかしながら、退勤中にひつたくりに出会う危険性が存在する等、接触

事故等により転倒、負傷することのよう一般的に起こりえるようなケースにおいては、通勤に通常伴う危険が具体化したものと認められ、通勤災害と認定されるケースがあります。

本件の場合、エスカレーターを立ち止まって利用していたAさんは、右側を歩き通り過ぎたBさんの左肩が自分の右肩に当たったことにより、とつさにBさん呼び止めようと持っていた鞆で第三者の背中にタッチした行為によって双方が感情的になり、AさんとBさんは胸ぐらを掴み取っ組み合いになりながらエスカレーターを転げ落ち負

傷した原因は、通勤に通常内在する危険が具体化したものとは認められず、通勤災害には該当しないこととなります。

なお、地下鉄のエスカレーターには「歩かないで利用してください」と貼り紙がありますが急いでいる場合等、誰しもエスカレーターの空いている側を歩き利用する人の流れに任せて利用した経験があるかと思えます。ふとしたことで本件のような災害に巻き込まれる可能性がありますので、通勤には余裕を持ちエスカレーター利用時には立ち止まって利用し、たとえ第三者と接触しても冷静に対応したいものです。

リンク先一覧をご利用下さい

本誌本文中に赤色の二重線でご案内している情報は、当協会のホームページにてリンク先一覧をご案内しています。

当協会ホームページ トップの協会の実施事業「情報提供」↓機関誌該当号に掲載しています。

お問い合わせは、『Meihoku』編集室
(☎052-961-3655) まで。